資料５

国営昭和記念公園昭島口周辺エリア
（めぐりのエントランスエリア（仮称））再整備・管理運営事業
要求水準書
（サウンディング時点案）

令和８年１０月２９日

国土交通省関東地方整備局

目次

第１ 総則 1

１． 本書の位置づけ 1
２． 用語の定義 1
３． 事業の目的 5
（１） 事業の目的等 5
（２） 認定計画提出者の収入・負担 7
４． 本事業全体に係る前提条件 8
（１） 立地条件 8
（２） 敷地条件 9
（３） 開園日、入園料等 11
（４） 既存施設の概要（詳細は参考資料 23～24 参照） 12
５． 遵守すべき法令等 12
６． 要求水準の変更 12

第２ 事業全体に関する要求水準 13

１． 全体コンセプトに関する事項 13
（１） 本公園の基本理念の継承 13
（２） 既存樹木の保存・管理 13
（３） 多様な公園利用者への配慮 13
（４） 公園全体の魅力向上と波及効果 13
（５） 民間活力による整備・管理 14
２． 事業の実施全般に関する事項 15
（１） 緑化計画、景観、自然環境への配慮 15
（２） 安全・安心の確保、長寿命化・ライフサイクルコストへの配慮、計画的な修繕 15
（３） カーボンニュートラル・グリーンインフラ、公園ＤＸの推進 16
（４） 公園全体の連携 16
（５） リスクへの対応 17
３． その他配慮すべき事項 19
（１） 夜間営業（開園時間の延長等）について 19

第３ 事業全体の総括管理に関する要求水準 20

１． 総括管理責任者等の配置及び実施体制 20
２． 総括管理業務 20
３． 総務・経理業務 21
（１） 予算及び決算業務 21
（２） 書類等の管理及び記録の作成業務 21
４． 事業評価（セルフモニタリング）業務 21
５． ブランディング業務 21

（１） ブランディング 22
（２） ネーミングライツ 22
（３） 公園施設の呼称の提案 22
第４ 公募対象公園施設に関する要求水準 23
１． 公募対象公園施設の設置業務 23
（１） 公募対象公園施設の種類 23
（２） 共通事項 23
２． 公募対象公園施設の管理運営業務 25
（１） 認定計画提出者の義務 25
（２） 共通事項 25
（３） 利用料金 26
（４） 一般車両の乗り入れ禁止 26
第５ 特定公園施設に関する要求水準 27
１． 特定公園施設の設計業務 27
（１） 共通事項 27
２． 特定公園施設の建設業務 29
（１） 共通事項 29
３． 特定公園施設の工事監理業務 30
（１） 共通事項 30
４． 特定公園施設の管理業務 31
（１） 共通事項 31

第１　総則

１．本書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、国が「国営昭和記念公園昭島口周辺エリア（めぐりのエントランスエリア（仮称））再整備・管理運営事業」（以下（「本事業」という。）を実施する設置等予定者を選任するにあたり、国が設置等予定者に要求する施設等の水準等を示すものである。

事業者は、本書に定める要求水準を満たす提案を行うとともに、事業期間を通じて当該要求水準を確保しなければならない。国は事業の実施状況について確認を行い、要求水準が満たされないと認められる場合には、別に定める協定書に基づき、改善を求めることがある。なお、改善がなされない場合あるいはその他重大な協定違反が認められる場合には、協定の解除又は公募設置等計画の認定取消当の措置を講じることがある。

本書の適用範囲は以下のとおりとする。

- 本事業全体の総括管理
- 公募対象公園施設の設置（設計及び建設）
- 公募対象公園施設の管理運営
- 特定公園施設の設計
- 特定公園施設の建設
- 特定公園施設の工事監理
- 特定公園施設の管理
- 利便増進施設の設置及び管理運営（任意提案）

２．用語の定義

要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「都市公園法」とは、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）をいう。
2. 「本公園」とは、国営昭和記念公園をいう。
3. 「本事業」とは、国営昭和記念公園昭島口周辺エリア（めぐりのエントランスエリア（仮称））再整備・管理運営事業であり、協定書案（資料６）第４条に規定する各業務並びにこれらに付随し、関連する一切の行為により構成されるものをいう。
4. 「公募対象公園施設」とは、認定公募設置等計画に従い都市公園法第５条の２第１項に規定する公募対象公園施設として建設及び管理運営されるものをいう。
5. 「特定公園施設」とは、認定公募設置等計画に従い都市公園法第５条の２第２項第５号に規定する特定公園施設として建設、譲渡及び管理されるものをいう。
6. 「公募設置等指針」とは、都市公園法第５条の２の規定に基づき、国が各種募集条件等を定めたものをいう。
7. 「公募設置等計画」とは、都市公園法第５条の３の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画をいう。
8. 「設置等予定者」とは、審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者をいう。

9. 「認定計画提出者」とは、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者をいう。
10. 「国」とは、関東地方整備局又は調査職員を総称していう。
11. 「関東地方整備局」とは、本公園の公園管理者であり、本事業の発注者である国土交通省関東地方整備局のことをいう。
12. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、認定計画提出者又はその指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
13. 「公園運営維持管理業務事業者」とは、関東地方整備局から発注された「国営昭和記念公園運営維持管理業務」を受注した者のことをいう。
14. 「設置許可」とは、都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可のことをいう。
15. 「管理許可」とは、都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可のことをいう。
16. 「設置管理許可」とは、設置許可及び管理許可のことをいう。
17. 「占用許可」とは、都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が与える許可のことをいう。
18. 「事業区域」とは、国営昭和記念公園の敷地内における国営昭和記念公園昭島口周辺エリア（めぐりのエントランスエリア（仮称））再整備・管理運営事業を行う範囲のことをいう。
19. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、疫病その他の公衆衛生上の事態又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、公募設置等指針等又は設計図書等に基準を定めたものにあっては、これを超えるものに限る。）のうち、通常の予見可能な範囲外のものであって、国及び認定計画提出者のいずれの責めにも帰さないものをいう。
20. 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称していう。
21. 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のことをいう。
22. 「施設利用者」とは、公募対象公園施設等の有料施設を利用する者のことをいう。
23. 「供用開始」とは、公募対象公園施設又は特定公園施設の一部又は全部の供用を開始することをいう。
24. 「年度」とは、４月１日から翌年３月 31 日までをいう。
25. 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 12 条及び第５条又は第６条に基づく許可を得た上で実施する事業のことをいう。
26. 「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条第２項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第 11 条第２項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のことをいう。

27. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のことをいう。
28. 「土地使用料」とは、本公園の土地を使用して公募対象公園施設を設置する場合に、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条及び「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、認定計画提出者が関東地方整備局に納める料金のことをいう。
29. 「総括管理責任者」とは、本事業全体を総合的に把握し調整を行うもののことをいう。
30. 「業務責任者」とは、本要求水準書に示す設計・建設、管理・運営の個々の業務遂行を監理するもののことをいう。
31. 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させることをいう。
32. 「補修」とは、施設の劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。
33. 「改修」とは、性能又は機能を従前より向上させるような措置を行うことをいう。
34. 「保守」とは、機器等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うことをいう。
35. 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事をいう。
36. 「機能」とは、施設や設備が目的又は要求に応じて果たす役割をいう。
37. 「性能」とは、施設や設備が目的又は要求に応じて発揮する能力をいう。
38. 「更新」とは、施設の劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を、当初（初期の水準）と同程度以上に取り替えるもしくは改めることをいう。
39. 「清掃」とは、施設等の美観及び機能を維持し、安全、衛生的かつ快適な利用環境を確保するための作業をいう。
40. 「指示」とは、国が認定計画提出者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
41. 「通知」とは、国が認定計画提出者に対し、又は認定計画提出者が国に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
42. 「報告」とは、認定計画提出者が国に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
43. 「承諾」とは、認定計画提出者が業務の実施に当たり国に対し、書面により申し出た事項について、国が書面により同意することをいう。
44. 「協議」とは、契約図書の協議事項について、国と認定計画提出者が書面により対等の立場で合議することをいう。
45. 「提出」とは、認定計画提出者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
46. 「セルフモニタリング」とは、認定計画提出者による本事業に対するモニタリングのことをいう。
47. 「設計図書」とは、要求水準書及び公募設置等指針に基づき、認定計画提出者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
48. 「施工計画書」とは、認定計画提出者が作成する本事業の工事に係る施工手順及び施工方

法を記した書類をいう。

49. 「完成図書」とは、認定計画提出者が作成する本事業の竣工に係る一切の書類をいう。

３．事業の目的

（１）事業の目的等

１）国営昭和記念公園の基本理念・基本方針

【基本理念】

「緑の回復と人間性の向上」

天皇陛下御在位 50 年記念事業の一環として、国は首都近郊に記念公園を建設し、これを永く後世に伝えることとした。この公園は「緑の回復と人間性の向上」をテーマに豊かな緑につつまれた広い公共空間と文化的内容を備えたものとし、現在及び将来を担う国民が自然的環境の中で健全な心身を育み、英知を養う場とするものとする。

【基本方針】

(基本的事項)

1) 国営昭和記念公園は、激動の昭和を静かに顧み、緑豊かな環境の中で新たな時代の連帯と生きがいを求めるための礎石として、国際的にも特色あるものとする。
2) 公園全体の基調は、静かで緑あふれる、新たな空間を構成するものとする。
3) 四季おりおりの運動、休養等多様なレクリエーション活動を通じて、人間形成の場となるものとする。
4) 広く国民各層の連帯意識の醸成と生きがいの追求に資するため、新しい時代にふさわしい格調の高い文化活動の拠点としての性格を有するものとする。
5) 大震火災時の避難地としての機能を併せ有するものとする。
6) わが国の伝統的造園技術を生かすとともに、広く現代の技術を結集したものとする。

(施設などに関する事項)

1) 昭和の 50 年を顧みるとともに新たな時代の発展を祈念するのにふさわしい記念施設を設置する。
2) 豊かな緑と深い樹林地を基調とし、武蔵野の景観を蘇生させるための修景を施すとともに、水を有効に活用する。
3) 四季の変化に対応し、豊かな季節感をつくりだす花園を設置するほか、わが国の代表的な花であるサクラ等を活用した花木園、日本庭園等を設置する。
4) 老若男女が自由にのびのびと運動できる施設を設置する。
5) 広大な空間に、わが国並びに世界の文化水準の向上に寄与するため、格調の高い文化活動を可能とする施設を設置する。
6) 広場、園路等の施設は、大震火災時における広域避難地としての機能は十分発揮できるような規模、構造等を有するものとする。
7) 本公園の機能を高度に発揮させるために、園内の交通施設はもとより、来園のための交通施設の整備を図るものとする。

2）事業の目的

本公園は、これまで日本を代表する都市公園として、都市の貴重なオープンスペースを活かし、都市住民の憩いやレクリエーションの場、文化的活動の場、防災拠点など様々な機能を発揮してきた。

一方、開園から 40 年が経過し、夏季の主要施設であるプールをはじめ施設の老朽化が進行するとともに、公園に隣接し、永く留保地とされてきた立川基地跡地昭島地区では、近年、土地区画整理事業が完了して新たなまちづくりが進められるなど、本公園を取り巻く状況が大きく変化している。

さらに、平成 29 年の都市公園法改正から５年が経過した中で、都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」が令和４年 10 月にまとめられ、デジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたニューノーマル社会への対応など、社会経済状況の変化を踏まえた公園の新たな意義・役割が求められている。

このような状況を踏まえ、本公園が今後も首都圏を代表する都市公園として利用者ニーズに応えながら魅力とサービス水準の向上を図っていくためには、既存施設の更新に加え、新たな価値や賑わいを創出していくことが必要となっている。

特に昭島口周辺エリアは、新たなまちづくりが進む立川基地跡地昭島地区に隣接し、今後、本公園の新たな玄関口としての役割が期待される地区である。このため、現プールエリア、昭島口ゲート周辺及び公園拡張区域を対象として、公園利用者の利便性向上や新たな魅力創出を図る「めぐりのエントランスエリア（仮称）」として一体的な再整備を進めることとした。

本事業は、この「めぐりのエントランスエリア（仮称）」の整備及び管理運営を通じて、本公園の更なる魅力向上と質の高いサービスの提供を実現するものである。その実施に当たっては、民間事業者の創意工夫、ノウハウ及び資金力を最大限活用するため、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用することとし、本書はそのために必要な条件及び要求水準を定めるものである。

3）民間事業者に期待すること

本事業に参画する民間事業者に期待する事項は以下のとおりである。

- 昭島口周辺エリアにおいて、公募対象公園施設の整備及び管理運営並びに収益還元による特定公園施設の整備等を通じて、独立採算による持続的かつ自律的な事業運営を実現すること。
- 本公園の基本理念・基本方針、国営公園としての役割、ゾーニング等、上位計画との整合を確保した提案を行うこと。
- 「国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備方針（改訂版）（案）」（令和８年度中改訂予定、参考資料 1）に基づき、本公園の滞在・体験をデザインする施設として、公園利用者に新たな利用価値を提供するとともに、滞在性・回遊性・再訪性に資する施設及びサービスを提供すること。

 ＜本公園の滞在・体験をデザインする施設とは＞

 単なる収益施設ではなく、本公園の魅力や利用特性を踏まえ、公園利用者の体験価値を高める施設をいう。具体的には、

 ・花や景色の良さ、広々とした空間、豊かな自然環境等の本公園の魅力をさらに高めるサービスを提供すること

・春季・秋季への利用集中や、夏季の猛暑による利用低下といった利用傾向を踏まえ、本公園の多様な楽しみ方の一翼を担い、年間を通じた利用を促進するサービスを提供すること
・来園頻度が年数回以下の利用者が多い現状を踏まえ、滞在時間の延長、園内回遊の促進及び再訪意欲の向上につながるサービスを提供すること

● その他、本エリアの事業目的を踏まえ、魅力的なイベントやプログラムの企画・運営を行うこと。特に、水を活用したイベント、夜間営業その他本公演の利用価値を高める取組について、積極的かつ創意工夫のある提案を期待する。

（2）認定計画提出者の収入・負担

1）認定計画提出者の収入

ア　公募対象公園施設の管理運営に伴う収入及びその他の収入

本事業において、認定計画提出者が独立採算事業で実施する以下の業務に係る売上等は、認定計画提出者の収入となる。

・公募対象公園施設の管理運営業務
・認定計画提出者の任意提案によって運営管理を行う第三者広告等の広告収入【任意提案事項】
・ネーミングライツの実施【任意提案事項】
・公募対象区域における自主事業の実施【任意提案事項】
・公募対象区域以外における自主事業の実施【任意提案事項】

イ　国が支払う費用

国が認定計画提出者に対し、本事業に係る設計費、整備費、管理運営費その他の費用を支払うことは想定していない。

2）認定計画提出者の負担

ア　認定計画提出者が負担する建設費等

認定計画提出者は、本事業の実施にあたり、以下に示す項目について負担するものとする。

・公募対象公園施設の設計・建設及び管理運営費（光熱水費含む。）
・特定公園施設の設計・建設及び管理運営費（光熱水費含む。なお、当該部分の土地使用料は無償とする。）
・利便増進施設の設計・建設及び管理運営費（光熱水費含む）【任意提案事項】
・想定を上回る収益の一部還元（プロフィットシェアリング）【任意提案事項】

イ　使用料

認定計画提出者は、本事業の実施にあたり、以下に示す項目について、協定書等に定める額を使用料として、国に対し支払うものとする。

・公募対象公園施設の設置管理許可に係る使用料
・公募対象公園施設の範囲外で自主事業において占用物件を設置する場合の占用料【任意提案事項】
・利便増進施設（看板又は広告塔）の設置に係る占用料【任意提案事項】
・公募対象公園施設専用の駐車場を配置する場合の使用料※【任意提案事項】

※なお、専用駐車場の利用者の駐車場料金を無料とする場合に限るものとし、その使用料は 900 円/日×駐車マス数（台数分）を公園運営維持管理業務事業者へ支払うことを想定。

４．本事業全体に係る前提条件

（１）立地条件

表 1　関係法令規制の状況（詳細は参考資料 34 参照）

項目		公募対象区域
所在		昭島市
敷地面積		現プールエリア周辺　約 7.7ha 昭島口ゲート周辺　約 1.8ha 公園拡張区域　約 1.2ha 計　約 10.7ha
都市施設		立川都市計画及び昭島都市計画公園事業 9.6.1 昭和記念公園（広域公園）
区域区分		市街化調整区域[注1]
用途地域		指定なし　※ただし、都市公園法による施設規模等の制限あり
	建蔽率	2%　※都市公園法の通常建蔽率
	容積率	80%　※東京都告示第 478 号
	日影規制	なし
防火・準防火地域		なし
建築基準法第 22 条による区域		該当（市全域）
高度利用地区		なし
土地区画整理事業		なし
地区計画区域		公園拡張区域：立川基地跡地昭島地区　地区計画（環境保全地区）
風致地区		なし
農業振興地域		なし
航空法による高さ制限		制限高 45m
文化財等の保護対象の有無		指定文化財なし 周知の埋蔵文化財包蔵地なし
屋外広告物条例による制限		該当（東京都屋外広告物条例）
景観計画区域		該当（東京都景観計画）
浸水予想区域		残堀川流域浸水予想区域

注 1：公園拡張区域は市街化区域（第 1 種低層住居専用地域）の指定がなされているが、本事業の建築敷地は国営昭和記念公園全域となるため、建築基準法第 91 条の適用により本公園区域の過半を占める市街化調整区域が公園拡張区域においても適用される。

（２）敷地条件

本事業の事業範囲の敷地（「測量データ」は参考資料 33 参照）及びその周辺インフラ整備状況等、施設整備に係る基本条件に関しては以下に示す資料を参照すること。

１）敷地の現況

公募対象区域のうち認定計画提出者による公募対象公園施設等の整備が提案された範囲について、国側で既存施設の解体・撤去をし、敷地造成及び区域全体の基盤となる施設整備を行った上で認定計画提出者へ引き渡すことを想定している。

２）インフラ整備状況

電気、給水、汚水、通信設備等の供給処理施設及び地下埋設物の位置は、「インフラ系統の平面図（給水系統・下水系統・電気系統・通信系統）」（参考資料 28～31）に示すとおりである。

ただし、平面図は参考であり、実際の地下埋設物の位置とは異なる場合があるため、認定計画提出者は、設計・整備を行う際、必ず各インフラ管理者に確認を行うこと。また、各施設の引込み及び接続計画は、認定計画提出者の提案を基に、国と協議の上で決定するものとする。

ア　電気

- 公募対象公園施設及び利便増進施設に必要な電気は、認定計画提出者が電力供給会社と直接契約し、既存系統とは異なる別系統で受電の上、園内へ引込むことを基本とする。ただし、別系統での引き込みが困難である場合は、国との協議を経て、園内の既設配電設備を利用することができる。この場合、公募対象公園施設等に係る使用電力量を把握できるよう、子メーターの設置等を行うこと。

 子メーターにより使用量を区分した場合は、基本料金及び従量料金の合計額を対象に、公園全体の使用電力量に占める公募対象公園施設等の使用電力量の割合に応じて按分した額を、認定計画提出者が国に支払うものとする。

 ＜子メーターを設置した場合の参考実績単価＞

 26.14 円/kWh（令和 7 年 7 月実績）※

 ※実際の請求単価は契約条件や使用量等によって変動することに留意すること。
- 特定公園施設は原則、園内の既設配電設備を利用して配電すること。
- 園内の既設配電設備を利用して配電する場合の供給可能容量の上限は、1,000KW とする。なお、太陽光発電設備その他の再生可能エネルギー設備等を活用する場合はこの限りではないため、導入に当たっては事前に国と協議を行うこと。

イ　給水（上水道）

- 公募対象公園施設に必要な給水（水道水）は、当該箇所を管轄（昭島市又は立川市）する水道水（上水道）を使用すること。なお、園内の給水管（既設）から分岐して水道を利用することを認めるが、公募対象公園施設に係る使用水道量を把握できるように子メーターの設置等を行うこと。

 なお、子メーターにより使用量を区分した場合は、基本料金及び従量料金の合計額を対象に、公園全体使用水道量に占める公募対象公園施設の使用量の割合に応じて按分した額を、認定計画提出者が国に支払うものとする。

 ＜子メーターを設置した場合の参考実績単価＞

 425.34 円/㎥（令和 7 年 10～11 月実績）※

 ※実際の請求単価は契約条件や使用量等によって変動することに留意すること。

- 給水量が多い公募対象公園施設を設置する場合は、認定計画提出者の負担において受水槽や圧送ポンプ等を設置し、園内既存施設に影響を与えない計画とすること。
- 特定公園施設に必要な給水（水道水）は、当該箇所を管轄（昭島市又は立川市）する水道水（上水道）を使用すること。

ウ　汚水（下水道）

- 公募対象公園施設からの汚水は、子メーターを設置等し、園内の汚水系統の配管に接続して昭島市下水道へ放流すること。なお、下水道使用料金は、基本料金及び従量料金の合計額を対象に、公園全体使用量に占める公募対象公園施設の使用量の割合に応じて按分した額を、認定計画提出者が国に支払うこと。

 ＜子メーターを設置した場合の参考実績単価＞

 302.75 円/㎥（令和 7 年 10～11 月実績）※

 ※実際の請求単価は契約条件や使用量等によって変動することに留意すること。

 また、許容放流量は 550m³/日以下とし、さらに圧送ポンプ等が必要な場合には、その整備・維持管理に係る費用は認定計画提出者の負担とする。
- 特定公園施設からの汚水は、園内の汚水系統の配管に接続して昭島市下水道へ放流すること。

エ　雨水排水

- 雨水排水は、浸透施設による雨水排水処理（必要性が認められる場合は既存の雨水管を利用することも可）とすること。

オ　ガス

- 園内には都市ガスが供給されていないため、公募対象公園施設及び特定公園施設でガスが必要な場合は、認定計画提出者の負担において必要な施設を整備すること。

カ　電話・通信・放送

- 公募対象公園施設において電話・通信施設を設置する場合は、認定計画提出者の負担において電話・通信施設を整備すること。なお、放送施設については、国と事前に協議を行い、国の承諾を得た上で園内の既設の放送施設へ接続することも可能とする。
- 特定公園施設として設置する電話・通信・放送施設については、国と事前に協議すること。

3）敷地の地質及び地盤

地質及び地盤の状況は、「地質調査結果」（参考資料 32）のとおりであり、施設整備における基礎構造や工法の参考とすること。

なお、本事業において地盤調査が必要な場合は、国との協議の上、地盤調査計画を作成し、認定計画提出者の費用負担で調査を行うこと。

4）既存樹木の保存・管理

既存樹木の位置は、「景観木等調査結果（保護樹木位置図）」（参考資料 27）のとおりである。なお、当該資料に示す保護樹木は伐採・移植等を認めない。これ以外の準保護樹木については原則保存し、移植又は伐採しないこと。ただし、事業の実施上、準保護樹木の移植又は伐採が

必要な場合には、国と協議し、国の承認を得た上で実施すること。なお、伐採する場合新規の代替植栽を実施すること。

5）土壌汚染調査

公募対象区域の土壌汚染調査は、国側で実施しており、汚染土壌が確認された場合は、認定計画提出者の工事着手まで国の責任及び費用負担で適切に処理処分するものとする。（参考資料41）

6）浸水が想定される区域

大雨による浸水の発生が想定される区域は、「国営昭和記念公園昭島口周辺エリアの関係法令規制の整理」（参考資料 34）のとおりである。

7）サイクリングロードの延伸

レインボープールで終点となっているサイクリングロードの園内全体のループ化を図るため、国の負担により、サイクリングロードを延伸することを予定する。延伸を予定するルートは「サイクリングロード延伸予定ルート図」（参考資料 43）のとおりである。

（3）開園日、入園料等

本公園の開園期間及び時間は、下表に示すとおりである。

表 2　開園期間及び時間

エリア	期間	開園時間
（1）供用区域 （（2）に掲げる区域を除く。）	3月1日～10月31日 （4月1日～9月30日の土日祝日）	9:30～17:00 （9:30～18:00）

※休園日は、12月31日及び1月1日、1月の第3月曜日から金曜日まで
※休園日は変更する場合がある。変更する場合は通知する。
※開園時間はイベント等により変更する場合がある。
※繁忙期、行催事開催時等においては、国営昭和記念公園運営維持管理業務事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことがある。

表 3　入園料

区分	大人（15歳以上65歳未満の者）（注）	シルバー（65歳以上の者）
個人（1回）	450円	210円
団体（1回）	290円	210円
年間パスポート（1年間）	4,500円	2,100円
2日間通し券	500円	250円
2日間通し券（団体）	350円	250円

（注）中学生又はこれに相当する者を除く。
※入園料は変更する場合がある。変更する場合は通知する。
※身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、障害者手帳アプリを提示された方とその付添の方1名は無料。

※団体料金の適用については、入園時に 20 人以上の一団体（小人・障害者・年間パスポート保持者を含む）として一箇所の入園口で確認ができる場合とする。また、公共交通機関や旅行会社等が販売する入園券と交通機関乗車券がセットとなった商品など、一定の条件を満たした場合に入園料を団体料金とすることができる。
なお、実施にあたっては、公共交通機関、旅行会社等と国の３者により覚書を締結する。

※年間パスポートは、購入した公園にかかわらず、全国 17 の国営公園のうち、有料公園となっている 12 公園（★現時点）で使用することが可能。

（★）国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園においては、令和 10 年２月からコンセッション事業導入に伴い外れる場合がある。

※無料入園日：原則として、以下のとおり無料入園日を設けることとし、各年度の日付は概ね１ヶ月前までに通知する。

・春の都市緑化推進運動：４月１日～６月 30 日【期間中１日】
・秋の都市緑化月間　　：10 月１日～10 月 31 日【期間中２日】
・敬老の日　　：９月第３月曜日【１日】※満 65 歳以上の者のみ無料
・その他　　：立川まつり国営昭和記念公園花火大会当日

（４）既存施設の概要（詳細は参考資料 23～24 参照）

エリア名	面積	主な既存施設
現プールエリア周辺	約 7.7ha	（解体・撤去）
公園拡張区域	約 1.2ha	（未供用）
昭島口ゲート周辺	約 1.8ha	昭島口ゲート、便所
合計	約 10.7ha	

５．遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。なお、業務期間中に基準等の改定・更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠するものとする。（参考資料 7）

・都市公園法
・都市計画法
・建築基準法
・消防法
・その他各種関係法令等

６．要求水準の変更

国は、事業期間中に、次の事由により、認定計画提出者と協議の上、要求水準を変更する場合がある。

・ 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき
・ 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき
・ 国の事由により業務内容の変更が必要なとき
・ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

第２　事業全体に関する要求水準

１．全体コンセプトに関する事項

（１）本公園の基本理念の継承

- 認定計画提出者は本公園の基本理念、基本方針及び「国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備方針」並びに事業の目的を踏まえた上で、本事業の事業コンセプトを立案すること。
- 認定計画提出者は本公園の「めぐりのエントランスエリア（仮称）」の基本テーマ、基本方針を踏まえた公募対象公園施設等の施設計画を立案すること。

（２）既存樹木の保存・管理

- 園内の既存樹木（保護樹木及び準保護樹木）は原則現地保存・管理し、伐採しないこと。ただし、事業の実施上、準保護樹木の移植又は伐採が必要な場合には、国と協議し、国の承認を得た上で実施すること。なお、伐採を行う場合、新規の代替植栽を実施すること（「景観木等調査結果（保護樹木位置図）」（参考資料 27）を参照）。
- 保護樹木（本公園のシンボルとなる景観木や並木など重要な樹木）は特にその生育環境に支障が生じないように留意するとともに、良好な景観形成のための樹木育成の観点から適切な公募対象公園施設等の整備・管理運営を行うこと。

（３）多様な公園利用者への配慮

- 現在の本公園の公園利用者やこれまでのレインボープールや既存の公園施設の利用者層を踏まえつつ、本公園の滞在・体験をデザインする公募対象公園施設等の整備・管理運営を行うこと。（参考資料 9～10 及び 22）
- 本公園の緑や自然環境との触れ合いを通じた様々な世代の教育、学びの場となる公募対象公園施設等の整備・管理運営の実施に配慮すること。
- インバウンド需要に対応した受入環境（ハード・ソフト）の整備・体制に配慮すること。
- バリアフリーやユニバーサルデザインに十分に配慮し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のため「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づいた整備を行うこと。
- 公園全体の案内・サインに関するガイドライン（「グラフィックコントロールマニュアル」（参考資料 55）を参照。）に従って、案内・サインを設置すること。
- 公募対象公園施設の利用を想定し、ベンチ等休憩施設及びゴミ箱等を適切に配置すること。

（４）公園全体の魅力向上と波及効果

- 公園全体の一体性や回遊性を高め、魅力の向上や本公園の滞在・体験をデザインする公募対象公園施設等の施設計画を立案すること。
- 昭島口ゲートへの動線や他ゲートからの動線計画に配慮すること。
- 昭島市側の新たな玄関口としてエリアのポテンシャルを高め、周辺地域の活性化に繋がる公募対象公園施設等の整備・管理運営を行うこと。
- 本事業の事業区域外との一体性、回遊性に配慮するため、国や公園運営維持管理業務事業者と適宜調整しながら、公募対象公園施設等の施設計画を立案すること。

（5）民間活力による整備・管理

- 民間事業者の資金ノウハウ、創意工夫を最大限活かし、サービス水準の向上を図るとともに、国の財政負担の低減や平準化を図ること。

２．事業の実施全般に関する事項

（１）緑化計画、景観、自然環境への配慮

１）緑化、景観への配慮

- 緑豊かな環境の形成を目指し、緑陰及び自然樹形の保全、造成に配慮した整備を行うこと。
- 公園全体や周辺環境と調和した景観形成に努めること。
- 認定計画提出者は自ら景観コンセプトを定め、修景施設を含めた施設の改修・設置に際して、外観・色彩・空間確保等に配慮し、統一感のあるデザインの形成に努めること。

２）自然環境への配慮

ア　全般的事項

- 本公園及び周辺を含めた動植物及び自然環境の保全に配慮すること。（参考資料 38）
- 大きな音量を発生する施設の設置、イベントの実施を行う場合は、近隣住民及び公園利用者への影響に十分配慮するとともに、事前に国と協議を行うこと。

イ　施設の整備に関する希少猛禽類保護への配慮事項

環境保全用地内に営巣する希少猛禽類の保護の観点から、現昭島口ゲート周辺で公募対象公園施設を整備する場合、施設の整備にあたっては各エリアに応じて以下の事項に配慮すること。

（現昭島口ゲート周辺）

- 希少猛禽類保護の観点から環境保全用地に隣接する既存樹木は、原則保存すること（「景観木等調査結果（保護樹木位置図）」（参考資料 27）を参照）。

（２）安全・安心の確保、長寿命化・ライフサイクルコストへの配慮、計画的な修繕

１）安全・安心

- 全ての公園利用者が安全に利用できるよう、十分な安全性が確保されていること。
- 災害時の昭島市及び立川市の広域避難場所として、非常時も柔軟に利活用できるような空間とすること。
- 認定計画提出者は夜間営業を行う場合、特に防犯性、安全・安心を確保するため、照明の配置や照度の確保など適切な対策を講じること。さらに、緊急時・災害時を備えた体制・対応策を講じること。
- 建築基準法等、関連する法令や基準書等の最新動向に留意し、遵守すること。

２）長寿命化・ライフサイクルコスト、計画的な修繕

- 認定計画提出者は、予防保全の考え方を重視し、各施設・設備の長寿命化やライフサイクルコストの低減を促進する観点に基づいた設計、整備及び維持管理を実施すること。特に、特定公園施設については、維持管理、更新及びメンテナンスの際の効率性等を考慮し、ランニングコストの低減を重視した設計及び整備を行うこと。
- 認定計画提出者は、公募対象公園施設の修繕・補修計画を立案し、事業期間にわたり各施設・設備が良好な状態で維持できるように計画的な修繕・補修を実施すること。

３）工事への対応

- 工事の実施にあたっては、公園利用者、近隣住民及び周辺施設の利用者等への安全性の確保に万全を期すこと。
- 工事中の騒音・振動・悪臭・粉塵等の周辺環境に及ぼす影響について、十分な対策を行うこと。
- 工事に必要な協議・申請及び手続き、工事の周知・近隣対応を行うこと。
- 工事の実施にあたっては、本公園で実施する行催事に支障がないよう工事区域の設定やバックヤードの配置に配慮すること。特に工事期間中もその継続に留意が必要な行催事（例：箱根駅伝予選会）を参考資料 17 に示す。また、園内外周の管理用園路は、工事期間中に封鎖できないことに留意すること。なお、具体的な工事計画については、国と事前に協議を行い、国の承諾を得た上で実施すること。
- 工事用車両の運行にあたっては、工事の各段階において、公園利用者の安全性を確保し、園内交通施設（パークトレイン）の運行（参考資料 44）や園内の管理用園路の利用を阻害しないように配慮するとともに、近隣地域等の安全にも十分に配慮した工事計画を立案し、事前に国との協議・調整を行うこと。
- 工事から発生した廃棄物等について、法律等に定められているとおり適切に処理すること。
- 工事により発生する廃材等については、積極的に再利用できるようにすること。

（３）カーボンニュートラル・グリーンインフラ、公園ＤＸの推進

- 地球温暖化防止等の地球環境に配慮し、再生可能エネルギー（太陽光発電等）の利用、環境負荷の低減及びエネルギー効率の高い熱源など省エネルギーシステム、資源循環（園内剪定枝等）を導入し、カーボンニュートラルに積極的に取り組むこと。
- 自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラの取組（緑陰の確保、生物生息・生育環境（ビオトープ等）の創出、雨水の貯留・浸透機能等に関するハード・ソフト）を積極的に導入すること。
- デジタル技術を活用し、公園利用者の利便性の向上、サービスの充実、効果的な管理運営の効率化や安心安全を確保すること。

（４）公園全体の連携

認定計画提出者は、自らの管理する範囲のみならず、管理範囲をまたぐサービスの提供や公園施設の運営・維持管理について、国や公園運営維持管理業務事業者との協力・連携を積極的に行い、公園全体の利便性や魅力の向上に努めること。

（公園利用者への情報提供）

- 認定計画提出者は公園運営維持管理業務事業者が管理する範囲についても、園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者の問い合わせに対応できるよう努めること。

（迷子、負傷者、病人等に対する緊急対応）

- 迷子、負傷者、病人等を発見した場合は、自らの管理する範囲の内外問わず、公園運営維持管理業務事業者と協力し、速やかに適切な処置と報告を行うこと。

（管理範囲をまたぐ行催事の実施）

- 本公園では、大型イベントや地域連携イベントを実施してきており、公募設置等計画の認定期間中においても、公園運営維持管理業務事業者と認定計画提出者の管理範囲をまたいだイベントの実施が想定されるため、認定計画提出者はこれらイベントの実施に協力すること。
- 認定計画提出者がイベント等を主催し実施する場合は、予め公園運営維持管理業務事業者と調整を図り、公園全体の運営として連携のとれた効果的な方法により行うこと。
- 認定計画提出者が実施するイベントが自ら管理する範囲を越えて行われるもので、実施に当たり都市公園法第 5 条、第 6 条、第 12 条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を関東地方整備局に提出して許可を受けること。なお、都市公園法第 5 条及び第 6 条に基づく許可行為については、都市公園法施行令第 20 条に基づき、土地使用料等を納めること。

（ホームページの運営）

- 認定計画提出者が収益施設や行催事等の利用促進を目的としたホームページ作成する場合は、国営昭和記念公園ホームページよりアクセスできるようにすること。また、認定計画提出者が作成したホームページからも国営昭和記念公園ホームページにアクセスできるようすること。

（ごみ処理の方法）

- 本事業の実施にあたり、発生するごみを適切に処理できるよう、ごみ置き場を確保すること。なお、公園運営維持管理業務事業者と協議の上、既存のリサイクルセンターにごみを集約する提案も可とする。

（公園ボランティア活動の支援・調整）

- 公園ボランティア活動の支援・調整は引き続き公園運営維持管理業務事業者が行うことを想定しているが、認定計画提出者が管理を行う範囲にて活動するボランティアについては、公園運営維持管理業務事業者と連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう協力すること。（参考資料 14）

（団体利用調整）

- 団体での公園利用者の誘導、調整は引き続き公園運営維持管理業務事業者が行うことを想定しているが、認定計画提出者が管理を行う範囲にて団体での公園利用が行われる場合、公園運営維持管理業務事業者と連携を図り、団体利用が円滑に行われるよう協力すること。

（夜間営業時の公園管理業務の引継ぎ）

- 認定計画提出者は夜間営業を行う場合、公園運営維持管理業務事業者の管理業務を適切に引き継ぐこと（詳細は「３．（３）夜間営業（開園時間の延長等）について」を参照）。

（新昭島口ゲートエリアの運営管理）

- 新昭島口ゲートエリアに整備する新昭島口ゲート（入園料等の徴収、公園利用者への利用サービス等）、サイクリングセンター及び駐車場の運営管理は、公園運営維持管理業務事業者が実施するものとする。

（５）リスクへの対応

- 認定計画提出者は、想定される事業リスクを明確化した上で、リスクの顕在化の防止策やリスクが顕在化した場合の対応策を検討し、事業へ影響を及ぼさないように努めること。

- 認定計画提出者は、本事業が継続的に公共サービスを提供する責務があることを十分に理解し、事業期間にわたり健全な経営を担保できるように、本事業への追加投資など持続可能な公園運営を行うこと。
- 認定計画提出者は、公募設置等指針及び本要求水準書に定められる自らのリスクに対して、適切な範囲で施設賠償責任保険等の保険に加入すること。

３．その他配慮すべき事項

（１）夜間営業（開園時間の延長等）について

（夜間営業範囲）

- 公園の閉園時間後の夜間営業又は宿泊等による営業時間の延長を可とする。夜間営業を希望する場合は、夜間営業実施範囲を設定すること。なお、公募対象区域以外の公園区域については、有料区域及び無料区域ともに告示で定めている開園時間を変更することはできない。
- 夜間営業が可能な範囲は公募対象区域とする。それ以外の公園区域の夜間営業は認めないものとする。

（夜間営業に必要な施設の設置）

- 夜間営業に際し、公園利用者が夜間営業実施範囲外に進入しないよう、必要に応じて柵や門扉等（簡易なロープ柵やパイロンを含む）で夜間営業範囲を区分すること。
- 夜間営業に際し必要となる照明施設等の整備費用は、認定計画提出者が負担することとし、原則として、認定計画提出者が所有したまま管理運営を行うこと。
- 夜間営業にあたって必要となる施設の形状やその設置形態（常設・仮設）については、認定計画提出者の提案によるが、本公園の日中の開園時間において、夜間営業実施範囲とそれ以外の範囲の往来を阻害しないものとすること。

（管理業務の引継ぎ）

- 公募対象区域内における公園運営維持管理業務事業者の管理エリアを夜間営業範囲に含める場合、認定計画提出者は公園運営維持管理業務事業者と協議の上、公園施設の運営（トイレの清掃、ゴミ清掃、園内巡視を想定）を適切に引き継ぐこと。認定計画提出者は夜間の公園施設の運営（トイレの清掃、ゴミ清掃、園内巡視を想定）について、公園運営維持管理業務事業者に委託することができるものとする。なお、夜間営業終了時のエリアの閉園作業（安全確認や利用者の退出確認等も含む）及び門扉の管理は公園運営維持管理事業者が実施する。
- 夜間営業を行う場合にあたっても、駐車場の運営は公園運営維持管理業務事業者が実施する。

（夜間営業時のその他配慮事項）

- 夜間営業に際しては、前述する希少猛禽類保護への配慮事項を遵守すること。
- 夜間営業に際しても、一般車両の園内への乗り入れは認めないこととする。

第３　事業全体の総括管理に関する要求水準

公募対象区域の一体的な運営の実施にあたり、総括してマネジメントを行う総括管理業務を認定計画提出者自らの責任及び費用負担において実施すること。

１．総括管理責任者等の配置及び実施体制

- 認定計画提出者は、本事業の全体を総合的に把握し調整を行う総括管理責任者を１名配置すること。なお、総括管理責任者は代表法人の正規職員とすること。
- 事業期間における総括管理業務の質を確保するため、総括管理責任者の変更は可能な限り避けるよう努めること。ただし、やむを得ず変更する理由がある場合には、国と事前に変更に関する協議を行い、国の承諾を得た上で、当該業務の質を維持できる十分な引継ぎを行うものとする。
- 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置及び管理運営業務、特定公園施設の設計業務、特定公園施設の建設、工事監理業務、特定公園施設の管理業務に関し、各業務の全体を把握し調整を行う業務責任者を１名配置すること。なお、総括管理責任者が業務責任者を兼務することについては、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、認めるものとする。
- 認定計画提出者は、本事業の工事及び管理運営期間において、それぞれの業務担当者（１名以上）を常駐させること。

２．総括管理業務

- 総括管理責任者は、事業全体としてサービスの質が継続的に維持、向上するよう努め、以下に示す総括管理業務を行うこと。
- 事業全体の履行状況を常に把握し、事業を一元的に管理しつつ、必要な対応を適宜行うこと。
- グループで応募する場合、代表法人、構成法人の役割及び責任の所在を明確にする業務実施体制を構築すること。
- 各業務における対応窓口を明確にした上で、国及び公園運営維持管理業務事業者とのコミュニケーションを密にし、問題発生時等においては迅速かつ適切な対応を行うこと。
- 各設計・建設、管理運営業務の業務責任者が開催する会議などに出席し、各業務間の情報共有や業務調整を適切に行うこと。
- 総括管理責任者は、関東地方整備局が毎月１回開催する公園関係者の国営昭和記念公園事業連絡会議及び安全パトロールに参加すること。国営昭和記念公園事業連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告すること。
- 総括管理責任者又は業務責任者は、毎年度、総括管理業務開始の 30 日前までに、公募対象公園施設の管理運営業務等の内容を示した「年度マネジメント計画書」を提出し、国の承諾を得た上で実施すること。なお、内容を変更する場合は、事前に国に提出し、承諾を得ること。
- 総括管理責任者は、公募対象公園施設の管理運営業務等の実施状況や事業評価（セルフモニタリング）、国からの要請・指摘などを踏まえて、「年度マネジメント報告書」を作成し、

各年度の業務終了後 40 日以内に国に提出すること。報告事項の詳細については、国と認定計画提出者との協議により決定する。

- 総括管理責任者又は業務責任者は、国が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、国の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
- 総括管理責任者は、国が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等に対して、国及び公園運営維持管理業務事業者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
- 総括管理責任者及び業務責任者等は、国から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

3．総務・経理業務

（1）予算及び決算業務

- 総括管理責任者は、本事業における予算作成、執行、管理及び決算を行うこと。
- 総括管理責任者は、予算を適正に執行し、国の求めに応じて速やかに経費の執行状況等を報告できるよう管理し、決算管理を行うこと。

（2）書類等の管理及び記録の作成業務

- 受領、作成した書類等の整理、管理を行うこと。また、管理規則などを作成し、破損や紛失のないよう適切に行うこと。
- 実施した業務について、適宜、文書や写真等で記録を作成し、整理すること。
- 国の求めに応じて作成した書類等を速やかに提出できるよう管理すること。
- 事業期間終了時に、適正かつ速やかに業務を引き継げるよう管理すること。

4．事業評価（セルフモニタリング）業務

- 認定計画提出者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、公募対象公園施設等に関する利用実態調査（利用者アンケート調査等）を実施すること。
- 利用実態調査の調査方法については、国と事前に協議を行い、国の承諾を得た上で調査を実施すること。
- 利用実態調査の調査結果等を用いて、事業の実施効果について分析・評価を行い、国に報告すること。
- 利用実態調査に関する費用は全て認定計画提出者の負担とする。
- 認定計画提出者は、国と事前に協議を行い、事業方針に基づき設定した指標（KPI）や事業の効果や評価に関する実績等のセルフモニタリングを行い、定期的に国に報告すること。

5．ブランディング業務

（1）ブランディング

- 認定計画提出者はブランディングを目的とした企画とその実施、並びに広報活動等を行い、ブランド力向上を図ること。

（2）ネーミングライツ

- 特定公園施設への収益還元の原資確保手法の選択肢を増やすことを目的として、認定計画提出者がネーミングライツを導入し、第三者へ募集する提案を可とする。なお、実際の導入にあたっては、国と協議し、実施するものとする。
- ネーミングライツの対象は、公募対象区域内の公募対象公園施設、認定計画提出者の負担で管理する特定公園施設に限定する。
- ネーミングライツの命名は、企業名または企業の提供する商品名を冠するものも認める。
- ネーミングライツによる収益の使用用途は、特定公園施設の整備費用及び認定計画提出者が管理する特定公園施設の管理運営費用に限定する。

（3）公園施設の呼称の提案

- 認定計画提出者は公募対象区域内の任意のエリア又は公園施設の呼称を提案し、使用することができる。ただし、都市公園法上の施設名称は変更しない。なお、呼称の提案にあたっては以下の条件を満たすものとし、国の承諾を得ること。

 ・国営昭和記念公園のイメージにふさわしいもの

 ・エリア又は施設のコンセプトをイメージできるもの

 ・だれもが呼びやすく、親しみやすいもの

 ・自作、未発表で、第三者の著作権、商標権を侵害しないもの

 ・企業名又は企業の提供する商品名・サービス名等に関するものではないこと

第４　公募対象公園施設に関する要求水準

１．公募対象公園施設の設置業務

認定計画提出者は、自らの責任及び費用負担において、本事業の目的に合致した公募対象公園施設の設置業務を実施すること。

（１）公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第 5 条の 2 第 1 項及び都市公園法施行規則第 3 条の 3 に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることが認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められない。（参考資料 8）

なお、本エリア内で国が直轄工事で整備する新設駐車場の一部を公募対象公園施設専用の駐車場として利用することも認める。ただし、公募対象公園施設として駐車場を整備することは認めないが、新設駐車場から公募対象公園施設までに専用の車両動線と車寄せを設ける提案等については公園利用者の安全性を確認等の協議の上認める。

（２）共通事項

- 公募対象公園施設の規模、数量、配置等は、認定計画提出者の提案によるが、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた提案とすること。
- 公募対象公園施設の設計にあたっては、「都市公園技術標準解説書（（一財）日本公園緑地協会）」の最新版に準拠するものとし、これによらない場合は、国と協議するものとすること。
- 施設の設計にあたってはユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第２版】（令和 4 年 3 月国土交通省）」、東京都福祉のまちづくり条例（平成 21 年東京都告示第 969 号）に基づいた設計とすること。
- 公募対象公園施設の建築物は、積極的に ZEB 水準（ZEB Ready 以上）の適合に努めること。
- 施設の設計にあたっては「グラフィックコントロールマニュアル」（参考資料 55）を参考とし、施設のデザイン、高さ、配置等は景観や周辺環境と調和した設計とすること。
- サイン等の設計にあたっては、外国人の施設利用者のための多言語対応を考慮すること。（参考資料 56）
- 周辺施設の立地や現在の公園利用者の動線等を考慮し、機能的で安全な施設利用者の動線を確保すること。なお、既設の園路等を、公募対象公園施設の設置に伴い付け替える場合は、認定計画提出者の負担にて整備すること。
- 施設に必要なインフラ（電気、上下水等）については、必要に応じて各インフラ管理者と協議を行い、認定計画提出者の負担にて整備すること。本公園の既設の各インフラの容量等に支障がない場合はこれらから分岐できるものとし、分岐した場合は、子メーターの設置等により当該公募対象公園施設の使用料を区分できるようにすること。
- 認定計画提出者は、業務に必要な各種協議・申請等（建築確認申請等）の手続きを行うとともに、関係機関との協議内容を国に報告すること。また必要に応じて、各種許認可等の種類の写しを国に提出すること。

- 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を国に提出し、内容について確認を受ける必要がある。なお、設計の内容については、提案内容と相違する場合や公園利用者の安全・利便の確保の観点等から修正を求める場合がある。
- やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要が生じた場合は、国と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとする。
- 一般的な公園施設（基盤整備、園路、樹木・植栽等）については、「第５　特定公園施設に関する要求水準」に定める事項に準ずるものとする。
- 公募対象公園施設の設置にあたっては、残置する施設・工作物並びに既存の設置許可、占用許可施設に留意すること（参考資料 20～21）。

２．公募対象公園施設の管理運営業務

認定計画提出者は、自らの責任及び費用負担において、本事業の目的に合致した公募対象公園施設の管理運営業務を実施すること。

（１）認定計画提出者の義務

- 認定計画提出者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、認定計画提出者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに国に報告しその指示に従うものとする。
- 認定計画提出者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮するとともに、国営昭和記念公園の設置意義を踏まえて行動すること。
- 認定計画提出者は、収益施設等の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
- 認定計画提出者は、公募対象公園施設の衛生管理及び安全管理の全責任を負うものとする。食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、十分な衛生管理及び安全管理、緊急時連絡体制を定めるとともに、法定点検等の結果について国が求める場合には遅延なく報告すること。
- 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、遅滞なく国に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴い、国がマスコミ対応等を行う場合は、認定計画提出者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、国が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 認定計画提出者は、繁忙日には、利用者数を想定し、周辺に配慮し早期開場等を行うなど柔軟に対応すること。なお、実施に当たっては、国及び公園運営維持管理業務事業者と協議すること。
- 認定計画提出者は、管理運営に際して、公園運営維持管理業務事業者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
- 認定計画提出者は、「国営昭和記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領」（参考資料 19）を参考に、公募対象公園施設の運営にあたること。

（２）共通事項

- 公募対象公園施設は、公園利用者の利便性を考慮し、本公園の開園日時を基本として、各施設の特徴に応じた営業時間により運営を行うこと。
- 本公園の行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要と認められるときは、国より公募対象公園施設の営業時間の延長又は短縮を求める場合がある。（参考資料 15）
- 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制とするとともに、災害・事故発生時の危機管理に対応できる管理運営体制とすること。
- アルコール類及びタバコの提供・販売は可とする。
- サービス内容は幅広い年齢層をはじめ多くの方が利用しやすいものとするよう努めること。

- 公園運営維持管理業務事業者と連携し、公園の魅力向上に努めること。
- 本公園の開園日は原則運営すること。
- 認定計画提出者は、公募対象公園施設の施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、ベンチ等休憩施設及びゴミ箱等を適切に配置するとともに、施設に係る清掃及び塵芥処理を行うこと。
- 昭島市や立川市等と連携した行催事の開催など、本公園及び周辺地域の集客性を高め、地域の魅力向上や地域振興に資する公園の管理運営を積極的に行うこと。

（３）利用料金

- 都市公園内であることに鑑み、各施設の利用料金については、周辺類似事例を参考としつつ、本事業全体及び当該収益施設の継続的運営が可能かつ、幅広い年齢層をはじめ多くの方が利用しやすいものとし、市場価格に準じて定めるものとする。なお、利用状況を勘案し、曜日や季節等によって異なる料金を定めることもできる。
- 飲食・物販施設において提供・販売しようとする品目及び価格については、公園利用者の要望等に配慮して定めるものとする。
- 認定計画提出者が、収益施設等の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。
- なお、公募設置等計画にて定めた利用料金を変更する場合は、国と協議し、国の承認を得た上で変更すること。

（４）一般車両の乗り入れ禁止

- 一般車両の園内への乗り入れは、公園利用者の安全性や管理用通路の利用状況を踏まえ、認めないこととする。

第５　特定公園施設に関する要求水準

１．特定公園施設の設計業務

認定計画提出者は、自らの責任において、本事業の目的に合致した特定公園施設の設計業務を実施すること。

（１）共通事項

- 公募対象区域内で、特定公園施設として一般の公園利用者が自由に利用できるトイレ及び屋内休憩所の各１施設以上を提案すること。なお、トイレ及び屋内休憩所の規模は提案によるものとし、公募対象公園施設と一体的な整備も認める。
- 公募対象区域内で、トイレ及び屋内休憩所以外の特定公園施設について、公募対象公園施設を除く適当な建設場所、必要な面積及び整備内容を追加提案することができる。その場合、特定公園施設の区域は、原則として、一般の公園利用者が自由に利用できる区域とすること。なお、公募対象公園施設と一体的な整備も認める。（参考資料 8）
- 認定計画提出者は、設計業務の業務責任者、業務担当者及び照査技術者を配置し、実施体制と併せて業務着手前に国に報告すること。
- 認定計画提出者は、業務着手時に設計業務計画書（実施体制、詳細な工程表等を含む）を国に提出し、国の承諾を得ること。
- 施設の設計に必要となる現況測量、地盤調査等を必要に応じて認定計画提出者の責任で行うこと。
- 特定公園施設の設計にあたっては、「都市公園技術標準解説書（（一財）日本公園緑地協会）」の最新版に準拠するものとし、これによらない場合は、国と協議するものとすること。
- 施設の設計にあたってはユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第２版】（令和４年３月国土交通省）」、東京都福祉のまちづくり条例（平成 21 年東京都告示第 969 号）に基づいた設計とすること。
- 施設の設計にあたっては「グラフィックコントロールマニュアル」（参考資料 55）を参考とし、施設のデザイン、高さ、配置等は景観や周辺環境と調和した設計とすること。
- サイン等の設計にあたっては、外国人の公園利用者のための多言語対応を考慮すること。（参考資料 56）
- 認定計画提出者は、業務の円滑な遂行のため、国との必要な事前協議や打合せを十分に実施すること。
- 認定計画提出者は、業務の進捗管理を自らの責任において実施するとともに、業務の進捗に応じて、定期的な報告を行うこと。
- 認定計画提出者は、業務に必要な各種協議・申請等（建築確認申請等）の手続きを行うとともに、関係機関との協議内容を国に報告すること。また必要に応じて、各種許認可等の種類の写しを国に提出すること。
- 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書を国に提出し、内容について確認を受ける必要がある。なお、設計の内容については、提案内容と相違する場合や公園利用者の安全・利便の確保等の観点から修正を求める場合がある。
- 設計図書は、各施設・設備の現状が把握できるよう、設計図面等の整理・管理を行うこと。

- 設計図書の作成は、国土交通省が定める「CAD 製図基準」「建築工事設計図書作成基準」「土木設計業務等の電子納品要領」「建築設計業務等電子納品要領」に基づくことを基本とする。
- やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要が生じた場合は、国と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとする。
- 特定公園施設の設置にあたっては、残置する施設・工作物並びに既存の設置管理許可、占用許可施設に留意すること（参考資料 20～21）。
- その他設計業務を実施する上で必要となる関連業務がある場合は、適宜行うこと。

２．特定公園施設の建設業務

認定計画提出者は、設計業務で作成した設計図書に基づき、自らの責任において、本事業の目的に合致した特定公園施設の建設業務を実施すること。

（１）共通事項

- 認定計画提出者は、建設業務の業務責任者（主任技術者）及び業務担当者を配置し、実施体制と併せて業務着手前に国に報告すること。
- 建設業務の期間は、認定計画提出者が提案した各施設の供用開始時期に間に合わせるように自らが計画し、業務期間を設定すること。
- 認定計画提出者は、建設工事着工前に施工計画書（実施体制、詳細な工事工程表等を含む）を作成し、工事監理業務の業務責任者の承認を得た上で国に提出し、国の承諾を得ること。
- 認定計画提出者が、不可抗力又は認定計画提出者の責めに帰すことができない事由により、工期の延期を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め、国と認定計画提出者が協議して決定するものとする。
- 特定公園施設の建設にあたっては、「関東地方整備局土木工事共通仕様書」「公園緑地工事共通仕様書（国土交通省都市局公園緑地・景観課）」「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」の各最新版に準拠するものとし、これによらない場合は、国と協議するものとすること。
- 業務責任者は、工事監理業務で開催される定例会議の会議資料を作成・提出するとともに、会議へ出席すること。
- 建設業務の業務責任者は、工事進捗状況を国に毎月報告する他、国から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- 認定計画提出者は、国が実施する特定公園施設の建設工事の完了検査の前に、自らの責任及び費用について、特定公園施設の建設工事の完成検査及び設備等の試運転を実施すること。
- 認定計画提出者は、国による完了検査に必要な完成図書を提出すること。
- 完成図書の作成は、国土交通省が定める「CAD 製図基準」「建築工事設計図書作成基準」「工事完成図書の電子納品等要領」「営繕工事電子納品要領」に基づくことを基本とする。
- 建設工事の際に隣接する物件や道路、国管理施設に損傷を与えないように留意し、万一これらを破損・損失させた場合の補修及び補償は、認定計画提出者の責任において速やかに現状復旧すること。
- 各種什器備品の製作及び設置は、工事に含めて行うこと。なお、各種什器備品の仕様については、認定計画提出者の創意工夫による提案を期待する。認定計画提出者は、購入予定の備品等リストを作成し、事前に国の承諾を得ること。
- その他建設業務を実施する上で必要となる関連業務がある場合は、適宜行うこと。

３．特定公園施設の工事監理業務

認定計画提出者は、設計業務で作成した設計図書の内容を、建設業務に適切に反映するための指導を行うとともに、建設業務の品質管理、工程管理、安全管理が適切に実施され、要求水準が満たされた施設が構築されているか、自らの責任において、中立的な立場で工事監理業務を実施すること。

（１）共通事項

- 認定計画提出者は、工事監理業務の業務責任者（工事監理者）及び業務担当者を配置し、実施体制と併せて業務着手前に国に報告すること。
- 認定計画提出者は、建設工事着工前に工事監理計画書（実施体制、詳細な工程表等を含む）を国に提出し、国の承諾を得ること。
- 特定公園施設の工事監理にあたっては、「建築工事監理指針（（一社）公共建築協会）」「工事監理ガイドライン（国土交通省）」の最新版に準拠するものとし、これによらない場合は、国と協議するものとすること。
- 工事監理業務の業務責任者又は業務担当者は、建設業務の主要な工程毎に、現場にて立会いを行い、その施工状況及び品質の確認を行うこと。
- 認定計画提出者は、国と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に国に連絡し、承諾を得ること。
- 工事監理業務の業務責任者又は業務担当者は、建設工事の施工が設計図書の内容と整合しているかについて確認すること。
- 工事監理業務の業務責任者は、国、設計業務及び建設業務の業務責任者等を含めた定例会議を月１回開催すること。また、会議の結果を定例会議議事録としてとりまとめること。
- 工事監理業務の業務責任者又は業務担当者は、工事監理業務の状況を毎月国に定期報告し、国の要請があった場合は、施工状況の事前説明及び事後報告を行うこと。
- 建設業務完了時の完成検査、設備等の試運転、法的な各種検査、国が実施する完了検査に立会い、工事監理に必要な各種書類をとりまとめ、工事監理報告書として国に提出し、国の承諾を得ること。

４．特定公園施設の管理業務

認定計画提出者は、自らの責任及び費用負担において、本事業の目的に合致した特定公園施設の管理運営業務を実施すること。

なお、特定公園施設の管理は、公園運営維持管理業務事業者が承諾する場合に限り、管理運営の委託することも可能とする。

（１）共通事項

特定公園施設の管理にあたっては、「R8-12 国営昭和記念公園運営維持管理業務共通仕様書及び個別仕様書」（参考資料 48～53）に準拠するものとし、これによらない場合は、国と協議するものとする。

特に参照すべき特定公園施設の管理に関連する個別仕様書（主な該当項目）を以下に示すが、詳細は個々の共通仕様書及び個別仕様書を参照すること。

なお、質の高い空間やサービス水準を維持するため、より厳格な管理水準を提案することができるものとする。

個別仕様書【本業務全体の計画立案及びマネジメント業務】

第２章　業務の計画立案及びマネジメント業務
第５条　マネジメント業務
第３章　繁忙日対応

個別仕様書【企画運営管理業務】

第４編　利用サービス等
第１章　公園利用者への利用指導
第２８条　業務の概要
第２９条　公園利用者への利用指導
第２章　公園利用者等へのサービス業務
第３０条　業務の概要
第３１条　救護
第３２条　公園利用者等への利用案内
第３３条　団体利用調整
第３５条　拾得物、残置物の処理
第３章　園内巡視
第３６条　業務の概要
第３７条　巡視業務の実施
第３８条　通常巡視
第３９条　繁忙日巡視
第４０条　異常時巡視
第４４条　夜間及び休園日警備
第４５条　報告等

個別仕様書【施設・設備維持管理業務】

第１編　総則
　第２条　事業者の責務～第８条　作成書類
第２編　維持修繕・保守点検
第１章　建物
　第９条　業務の概要～第１４条　その他建物維持修繕
第２章　建物設備
　第１５条　業務の概要～第１８条　その他修繕
第３章　園路広場等
　第１９条　業務の概要～第２３条　サイン・ファニチャー維持修繕
第４章　遊具維持修繕工、その他修繕
第１節　遊具維持修繕工　第２４条　業務の概要～第２節その他修繕　第３２条その他修繕
第５章　電気設備
　第３３条　業務の概要～第３４条　電気設備維持修繕
第６章　給水施設
　第３５条　業務の概要～第３６条　給水施設維持修繕
第８条　その他設備
　第４１条　業務の概要～第４４条　その他設備保守点検等
第３編清掃
　第４８条　業務の概要～第５３条　産業廃棄物処理

個別仕様書【植物管理業務】

第２章　芝生管理
　第７条　業務の概要～第１３条　芝生雑工
第３章　中低木管理
　第１４条　業務の概要～第１９条　中低木雑工・巡回工
第４章　高木管理
　第２０条　管理水準～第２４条　高木雑工・高木巡回工
第５章　草地管理
　第２５条　管理水準～第２６条　草地除草工
第６章　花壇管理
　第２７条　業務の概要～第３１条　花壇巡回工